

第35号議案

島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第16条の2第4号中「第72条の2第9項第4号、第5号及び第7号」を「第72条の2第10項第5号及び第7号」に改める。

第17条第1項第1号中「8月20日」を「8月15日」に改め、同項第2号中「11月20日」を「11月15日」に改める。

第48条中「5月20日」を「5月1日」に改める。

第52条中「5月20日」を「5月15日」に改める。

第58条第1項第1号中「4月20日」を「4月15日」に改め、同項第2号中「7月20日」を「7月15日」に改め、同項第3号中「12月20日」を「12月15日」に改め、同項第4号中「2月20日」を「2月15日」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。